

特定路外駐車場チェックリスト

構造及び設備に関する基準のチェックリスト

※次の各項目の基準を満たしていることを確認して、□にレ点チェックしてください。

※該当がない場合は、項目の最後に「該当なし」と記入してください。

根拠法令	項目
路外駐車場 車椅子用駐車施設 (省令第2条)	1. 駐車施設の設置について
	□車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者駐車施設」という）を必要台数設けているか 駐車施設の数が 200 台以下の場合 : 駐車施設の数 の 2 % 以上 駐車施設の数 が 200 台を超える場合 : 駐車施設の数 の 1 % + 2 以上
	2. 車椅子使用者駐車施設の基準
	□幅は 350mm 以上あるか
	□車椅子使用者駐車施設又はその付近に、車椅子使用者駐車施設の表示をしているか
	□省令第3条に規定する路外駐車場移動等円滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位置に設けられているか
路外駐車場移動等 円滑化経路 (省令第3条)	1. 経路について
	□車椅子使用者駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という）となっているか
	2. 路外駐車場移動等円滑化経路の基準
	□経路上に段を設けていないか（傾斜路を併設している場合は段を設けてもよい）
	□経路を構成する出入口の幅は 80 c m 以上あるか
	◆経路を構成する通路は次の基準を満たしているか
	□幅は 120 c m 以上あるか
	□50m以内ごとに車椅子が回転できる場所があるか
	◆経路を構成する傾斜路（段に代わるもの又は段に併設するものに限る）は次の基準を満たしているか
	□段に代わって設置している傾斜路の場合、幅は 120 c m 以上あるか
	□段に併設している傾斜路の場合、幅は 90 c m 以上あるか
	□勾配は 1/12（高さが 16 c m 以下のものについては 1/8）を超えていないか
	□高さが 75 c m を超え、かつ勾配が 1/20 を超える場合、高さ 75 c m 以内ごとに踏幅 150 c m 以上の踊場を設けているか
	□次の (イ) 又は (ロ) の条件に該当する傾斜路がある部分に手すりを設けているか (イ) 勾配が 1/12 を超える傾斜 (ロ) 高さが 16 c m を超え、かつ勾配が 1/20 を超える傾斜
特殊の装置 (省令第4条)	1. 国土交通大臣が認める特殊の装置について
	□特殊の装置がある場合、国土交通大臣の認定書を添付しているか